

昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、昭島市における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格者（昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第32条の規定により、指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等（次条に定める措置をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(措置の範囲)

第2条 この基準に基づく措置は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を発生させた場合は、当該有資格者について指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を行う。指名停止措置に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。
- (2) 最低制限価格、調査基準価格、予定価格、入札参加者、指名業者名、指名業者数、選定理由、非選定理由、仕様書、総合評価における評価点、落札率（予定価格非公表案件に係るもの）等の当該情報がその時点では公にされていない契約事務に係る情報（以下「厳格管理情報」という。）について、有資格者が聞き出そうとした場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行う。
- (3) 有資格者が別表第4号（1）アに該当する場合で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる者を関与させる等の極めて悪質と認められる場合は、競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。

(手続等)

第3条 契約担当者（昭島市契約事務規則（昭和40年昭島市規則第4号）第2条第5号に定める者をいう。以下同じ。）は、前条第1号及び前条第2号に定める注意の喚起に該当する事実又は別表各号に定める措置要件に該当する事実を把握した場合は、昭島市指名業者選定等委員会規則（昭和43年昭島市規則第21号）に定める昭島市指名業者選定等委員会（以下「委員会」という。）に付議するものとする。

2 市長は、委員会に付議された事項について、該当する事実の確認を行った上で、委員会の審議を経て、指名停止等の措置を決定するものとする。該当する事実の確認に当たっては、当該有資格者に対して、報告書を徴す

る等の直接調査を行うことができる。ただし、有資格者が別表第1号又は第4号(1)に該当する場合、その他特に必要がある場合は、当該有資格者について、委員会での審議を経ることなく、指名停止措置を行うことができる。この場合は、直近の委員会に報告するものとする。

3 指名停止措置が行われた場合は、契約担当者は、その期間が満了するまで、当該有資格者に対して次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請及び希望票の受付

(2) 一般競争入札参加資格確認結果の通知、指名通知又は随意契約における見積依頼

(3) 落札決定又は採用決定

4 指名停止期間中の有資格者が、現に前項各号に掲げる事項を行っている場合は、当該有資格者の手続を取り消すものとする。

5 契約担当者及び監督職員(昭島市契約事務規則第52条第1項に定める者をいう。)は、指名停止期間中の有資格者又は前条第3号の規定により競争入札参加資格を取り消されている者が、昭島市が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受注することを承認してはならない。

(対象の特例等)

第4条 別表第2号又は第3号の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該有資格者のうち措置要件に該当する部門のみの指名停止措置を行い、他の部門の指名停止措置を行わないことができる。

(1) 資本金が20億円以上かつ従業員が1,500人以上であって、例えば土木部、建築部等のように、部門ごとの責任体制が社内で明確にされており、かつ、その責任者として役員等(代表役員(有資格者である個人又は法人の代表権を有する者(代表権を有すると認めるべき肩書を付した者を含む。))をいう。以下同じ。)、一般役員(有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は常時契約を締結する権限を有する営業所等を代表する者で代表役員以外の者をいう。以下同じ。))及び有資格者の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。))をあてている場合

(2) 部門別格付、社内責任体制のあり方を総合的に勘案して、前記に準じると認められる場合

2 別表第2号、第3号又は第4号(6)の措置要件により指名停止措置を行う場合において、当該指名停止措置について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなった場合は、元請負人に対する指名停止措置に加えて、当該下請負人に対して、元請負人の指名停止期間の範囲

内で指名停止措置を行うものとする。

- 3 別表第4号(1)又は(2)の措置要件により指名停止の対象となる有資格者又は指名停止措置を受けた有資格者が、合併、会社分割、営業譲渡若しくは事業譲渡により、他の有資格者へ移行する場合又は指名停止の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止措置を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ措置要件により移行先の有資格者に対しても指名停止措置を行うことができる。
- 4 昭島市が発注した契約において、別表第4号(1)の措置要件により、役員等又は使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、役員等又は使用人が役員等となっている他の有資格者についても同様に指名停止措置を行うことができる。
- 5 共同企業体について指名停止等を行う場合は、当該共同企業体の有資格者である構成員についても指名停止等を行うものとする。
- 6 事業協同組合等に対し、指名停止等を行う場合は、当該事業協同組合等の有資格者である構成員に対しても、指名停止等を行うことができる。
- 7 前2項の規定により構成員について指名停止等を行う場合は、明らかに当該指名停止等の責を負わないと認められる者を除くものとする。

(期間)

第5条 有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表各号に定めるところにより、指名停止期間を定めるものとする。

- 2 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。
- 3 既に指名停止期間中の有資格者が、新たに別表各号に掲げる措置要件に該当することになった場合は、その時点から重複して、当該措置要件に定める期間について指名停止措置を行うものとする。この場合、指名停止期間算定に当たり、別表各号に定める期間の範囲内で加算することができる。
- 4 次の各号の一に該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。

(1) 有資格者が、別表第1号、第3号又は第4号に掲げた措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、それぞれの措置要件に該当することとなった場合

(2) 別表第4号に該当する場で、当該違反行為において役員等が主導

- 的役割を果たした場合又は当該違反行為が極めて広域的に行われた場合
- (3) 有資格者が、別表第7号の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び、当該措置要件に該当した場合。
- (4) 有資格者が、同時期に、複数の措置要件に該当する場合又は同一の措置要件に該当するものが複数ある場合。
- (5) その他特に必要であると認められる場合。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。
- (1) 別表第2号又は第3号に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められる場合。
- (2) その他特に必要があると認められる場合。
- 6 悪質な事由又は斟酌すべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。
- 7 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認める場合は、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 8 前条第2項の規定による下請負人の指名停止期間は、元請負人の指名停止期間の範囲内で事情に応じて定めるものとする。
- 9 第10条の規定による報告等を怠った場合は、当該有資格者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 10 第2条第3号の規定による競争入札参加資格の取消期間は、逮捕又は起訴を知った日から2年とする。
- 11 別表第1号の措置要件において、公訴時効期間経過後に係るものについては、指名停止期間は別表に定める期間のそれぞれ2分の1とする。
- 12 指名停止期間が1月に満たない場合は、1月とする。

(通知)

- 第6条 第2条第1号及び第4条の規定により指名停止措置を行った場合は、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 2 前条第7項及び前条第9項の規定により指名停止期間を変更した場合は、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 3 第9条第1項の規定により指名停止措置を解除した場合は、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 4 第9条第2項の規定により、過去の指名停止措置について解除に相当するものとして取り扱う場合は、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するも

のとする。

- 5 第2条第1号及び第2条第2号の規定により注意の喚起を行う場合は、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 6 第2条第3号及び第4条第3項の規定により競争入札参加資格の取消を行った場合は、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 7 前各項の通知を受けた者は、市長に対して通知内容についての説明を求めることができる。
- 8 前項の説明を求められた場合は、市長はこれに応じなければならない。
(苦情申立て)

第7条 前条第8項の規定による説明に苦情がある者は、市長に対して、苦情を申し立てることができる。

- 2 前項の苦情申立て(以下「苦情申立て」という。)は、次に掲げる期間内に行われなければならない。

(1) 指名停止措置及び注意 当該指名停止措置及び注意を行った日の翌日から起算して10日以内(昭島市の休日を定める条例(平成元年昭島市条例第3号)第2条に定める休日(以下「休日」という。))を除く。)

(2) 競争入札参加資格の取消 当該競争入札参加資格の取消を通知した日の翌日から起算して30日以内(休日を除く。)

- 3 市長は、苦情申立てがあつた場合は、速やかに回答するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められる場合は、書面によりその苦情申立てを却下することができるものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による回答をした場合は、速やかに苦情申立て及び回答の概要を公表するものとする。

(指名停止等の公表)

第8条 第2条第1号及び第4条の規定により指名停止措置を行った場合、又は第2条第3号及び第4条第3項の規定により競争入札参加資格の取消を行った場合は、有資格者名、根拠規定、指名停止期間等を公表するものとする。

- 2 第5条第7項及び第5条第9項の規定により指名停止期間を変更した場合は、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。
- 3 第9条の規定により指名停止措置を解除した場合は、公表を取りやめる。

(指名停止措置の解除等)

第9条 指名停止期間中の有資格者が、指名停止措置の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該有資格者に係る指名停止措置の解除を行うものとする。

2 指名停止措置を受け、その期間が終了した有資格者が、指名停止措置の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったことを申し出た場合は、当該指名停止措置について解除に相当するものとして取り扱うものとする。

3 第1項により指名停止措置を解除した場合及び第2項により指名停止措置について解除に相当するものとして取り扱うものとした場合は、直近の委員会に報告するものとする。

(報告等)

第10条 別表第4号(1)又は(2)の措置要件により指名停止等の措置を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡若しくは事業譲渡により、指名停止等の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行する場合は、当該有資格者から遅滞なく、その旨を届け出させるものとする。

2 昭島市が発注した契約において、別表第4号(1)の措置要件に該当する場合、当該逮捕又は起訴から遅滞なく、当該有資格者に役員等の兼職について報告させるものとする。

(指名停止措置の特例)

第11条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、委員会の審議を経て当該契約について指名し、又は随意契約の相手方とすることができる。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月1日以降に行う指名停止等の措置について適用し、同日前行った指名停止等の措置については、なお従前の例による。

別表

1 贈賄

措置要件	期間
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が昭島市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員	12月以上24月以内 (標準24月)
イ 一般役員	9月以上24月以内 (標準18月)
ウ ア又はイに掲げる以外の者(以下「使用人」という。)	6月以上18月以内 (標準12月)
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、昭島市の区域内における昭島市以外の公共機関(刑法(明治40年法律第45号)その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。)の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員	6月以上18月以内 (標準12月)
イ 一般役員	4月以上12月以内 (標準9月)
ウ 使用人	3月以上9月以内 (標準6月)
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、昭島市を除く東京都の区域内における、昭島市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員	4月以上12月以内 (標準9月)

措置要件		期間
イ 一般役員		3月以上9月以内 (標準6月)
ウ 使用人		1月以上5月以内 (標準3月)
(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における昭島市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合		逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員		4月以上12月以内 (標準9月)
イ 一般役等		1月以上6月以内 (標準4月)
ウ 使用人		1月以上3月以内 (標準2月)

2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故等

措置要件		期間
(1) 昭島市発注の契約履行上の事故の場合		
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合		2月以上6月以内 (標準4月)
イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合		1月以上3月以内 (標準2月)
ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合		1月以上3月以内 (標準2月)
(2) (1)の昭島市発注の契約以外の契約において事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出す等の社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合		1月以上5月以内 (標準3月)
(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反の容疑により起訴された場合		1月以上3月以内 (標準2月)

3 契約履行成績不良等

措置要件	期間
(1) 昭島市発注の工事請負契約並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務の委託契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合	1月以上12月以内
ア 40点未満	(標準9月)
イ 40点以上50点未満	(標準6月)
ウ 50点以上55点未満	(標準3月)
エ 55点以上60点未満	(標準1月)
(2) 昭島市発注の工事請負契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合	1月以上12月以内 (標準9月)
(3) その他昭島市発注の契約において、知り得た秘密を漏らす等のその履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	1月以上6月以内 (標準3月) (不正軽油の継続使用は標準1月)

4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為

措置要件	期間
(1) 役員等又は使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 昭島市発注の契約に関するもの	9月以上24月以内 (標準18月)
イ 昭島市発注の契約を除く発注者が東京都内に所在するもの	4月以上18月以内 (標準9月)
ウ イの区域外のもの	2月以上10月以内 (標準5月)
(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し（（1）の場合を除く。）契約の相手方として不適当であると認められる場合	
ア 昭島市発注の契約に関するもの	7月以上24月以内 (標準14月)

措置要件		期間
イ 昭島市発注の契約を除く発注者が東京都内に所在するもの		3月以上14月以内 (標準7月)
ウ イの区域外のもの		2月以上8月以内 (標準4月)
(3) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に違反(契約に関わるもの)し契約の相手方として不適当であると認められる場合		
ア 昭島市発注の契約に関するもの		3月以上12月以内 (標準6月)
イ 昭島市発注の契約を除く発注者が東京都内に所在するもの		2月以上12月以内 (標準4月)
ウ イの区域外のもの		1月以上6月以内 (標準2月)
(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合		
ア 昭島市発注の契約に関するもの		3月以上9月以内 (標準4月)
イ 昭島市発注の契約を除く発注者が東京都内に所在するもの		2月以上6月以内 (標準3月)
ウ イの区域外のもの		1月以上3月以内 (標準2月)
(5) 役員等又は使用人が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)、その他契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合		

措置要件		期間
ア	昭島市発注の契約に関するもの	3月以上12月以内 (標準6月)
イ	昭島市発注の契約を除く発注者が東京都内に所在するもの	2月以上12月以内 (標準4月)
ウ	イの区域外のもの	1月以上6月以内 (標準2月)
(6) (1) から (5) までに掲げる場合のほか、役員等又は使用人が次のアからオまでに掲げる法令違反の容疑等により逮捕又は起訴された場合で、社会的信用を著しく失墜したと認められる場合		1月以上9月以内
ア	法人税法(昭和40年法律第34号)、所得税法(昭和40年法律第33号)、消費税法(昭和63年法律第108号)、地方税法(昭和25年法律第226号)(法人事業税、個人事業税)	(標準2月)
イ	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)(建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止)	(標準2月)
ウ	食品衛生法(昭和22年法律第233号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、警備業法(昭和47年法律第117号)、建築士法(昭和25年法律第202号)	(標準1月)
エ	労働基準法(昭和22年法律第49号)	(標準1月)
オ	その他違法行為等	(標準1月)

5 入札参加における虚偽記載等

措置要件		期間
昭島市発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る提出資料等に虚偽の記載(電子入札での虚偽の入力を含む。)をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合		1月以上9月以内 (標準3月)

6 入札参加資格申請における虚偽申請

措置要件	期間
昭島市の競争入札参加資格の申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	1月以上12月以内 (標準6月)

7 不誠実な行為

措置要件	期間
昭島市発注の契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない場合	1月以上12月以内 (標準6月)

8 その他不正な行為

措置要件	期間
(1) 厳格管理情報を不正に入手した場合	3月以上12月以内 (標準6月)
(2) 第2条第1号及び第2条第2号の規定による注意を受けた場合（前回の注意から1年以内に2回以上の注意を受けた場合、2回目から対象）	1月以上12月以内 (標準1月)
(3) 第4号及び前号に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	1月以上12月以内